

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和5年9月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300182 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2300007 号

第1 結論

昭和 58 年 8 月から昭和 59 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 8 月から昭和 59 年 1 月まで

私は、国民年金の加入手続については覚えていないが、A社に入社してから結婚する平成2年6月までの間に、納付書のようなものが送られてきたので、請求期間の国民年金保険料をB銀行（現在は、C銀行）D支店の窓口でまとめて納付した。ねんきん特別便をきっかけに請求期間の前後の厚生年金保険の記録は見付かったが、請求期間の国民年金の記録が見付からないのは納付できないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に入社した昭和59年2月から結婚する平成2年6月までの間に、納付書のようなものが送られてきたので、請求期間の国民年金保険料をB銀行D支店の窓口でまとめて納付したと主張しているが、国民年金の加入手続について覚えていない上、納付したとする時期についても記憶が明確でないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号（*）から、国民年金の加入手続時期は、当該記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日より平成2年6月頃と推認でき、請求者は、当該推認できる加入手続時期まで国民年金に未加入であり、制度上、平成2年6月より前に国民年金保険料の納付書は発行されず、請求期間の保険料を納付することはできない。

さらに、上述の加入手続時期では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者が当該期間の保険料を納付したと主張するC銀行D支店は、請求期間当時の納付書等の控えについて、該当資料がないと回答している。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者

に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。